

入 会 申 込 書

一般社団法人石垣市観光交流協会 御中

特別会員
貴会の主旨に賛同し 正会員 に入会を申し込みます。
賛助会員

申込年月日 年 月 日

申込人住所

事業所名

業 種

所在地(事業所)

連絡先 TEL:
FAX:

ホームページ&E-mail

(役職)
代表者名 印

【事務局記入欄】

会 費： 円

【会費納入方法】

年一括振込 / 半期振込 / 月毎振込 / 口座振替

事務局長	次長	受付

入会承諾送付	会員登録	Fネット登録	HP登録

一般社団法人石垣市観光交流協会 会員規定

(会員の種別と定義)

第2条 会員の種別と定義は、次のとおりとする。

1. 正会員は本会の趣旨に賛同する団体並びに個人と定め、定款7条に基づき会費を納めなければならない。
2. 特別会員は観光地区を単位する有力な観光機関及び地方自治団体並びに本会の指定を受ける団体及び個人とし、補助金並びに助成金等の支出を行うものとし、定款7条に定める会費は免除とする。
3. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者と定め、主に地域に根ざすボランティア団体並びに非営利活動団体とし、定款7条に定める会費は免除する。

(会員の身分)

第3条 前条の会員のうち、正会員及び特別会員を持って、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2. 前項の会員の資格は、会員種別に関わらず同一とする。

(会員資格の取得及び喪失)

第4条 各会員資格の取得は、定款6条に基づくものとする。また、会員資格の喪失は定款8条並びに定款10条の規定に基づくものとする。

(表明)

第5条 会員になろうとする者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、誓約書に署名又は記名押印して、入会申込書に添付しなければならない。

(会員の資格停止)

第6条 会員は次の事項に該当するに至った時は、理事会の決議によって資格を停止する。

- (1) 定款第10条第1項に該当する場合は、その旨を通知し、改善されるまでの間、会員としての資格を停止し、一定期間経過後、改善がみられない場合は、定款第10条に基づき手続きを行う事とする。
- (2) 正会員、賛助会員、特別会員が、反社会的勢力もしくは、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等であることが判明した場合は、その旨を通知し、会員としての資格を停止し、定款第10条に基づき手続きを行う事とする。
- (3) 前条の表明に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合は、その旨を通知し、会員としての資格を停止し、定款第10条に基づき手続きを行う事とする。

(会員の資格の再開)

第7条 前条に該当していた者が、改善されたと確認されたときは、理事会の承認を得て資格を再開する。